

(目的)

第1条 この規則は、重度心身障害者に対し医療費の一部を助成し、もって重度心身障害者の保健及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

2 この規則において「医療費」とは、医療保険各法に規定する療養に要した費用（健康保険法第76条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣の定めるところにより算定した額）及び医療保険各法に規定する指定訪問看護に要した費用（健康保険法第88条第4項の規定に基づき、平均的なる費用の額を勘案して厚生労働大臣の定めるところにより算定した額）をいう。

3 この規則において「自己負担額」とは、医療費から医療保険各法に規定する保険の給付及び法令等により国又は地方公共団体が負担する額を控除した額とする。

4 この規則において「入院時食事療養費標準負担額」とは、医療保険各法に規定する入院時食事療養費の標準負担額（健康保険法第85条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた額）をいう。

5 この規則において「入院時生活療養費標準負担額」とは、医療保険各法に規定する入院時生活療養費標準負担額（健康保険法第85条の2第2項の規定に基づき平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額及び同項第2号に規定する居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額）をいう。

一部改正〔平成12年規則81号・18年109号・20年40号〕

(受給資格者)

第3条 この規則に定める助成の対象となる者は、市内に住所を有する者で医療保険各法の規定による被保険者及びその被扶養者（生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者を除く。）又は国民健康保険法第116条の2の規定による被保険者であって、次の各号の一に該当し、市長の認定を受けたもの（以下「受給資格者」という。）とする。

- (1) 知事が発行する療育手帳の交付を受け、その障害の程度が「A」と判定されている者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、障害の等級が1級、2級又は3級の者
- (3) 前2号と同程度以上の障害を有し、市長が認定した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その年の9月から翌年8月までは助成しない。

- (1) 受給資格者の前年の所得（1月から8月までの間にこの規則による助成を受けようとする場合にあつては、前々年の所得。以下同じ。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条で定める額を超えるとき。
- (2) 受給資格者の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項で定める額以上であるとき。

3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養義務者の所有に係る住宅、家財又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の8月までの助成については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、前項の規定を適用しない。

4 第2項各号に規定する所得の範囲は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に定める所得とし、その額の計算方法は、受給資格者については同令第8条第3項に、扶養義務者については同条第4項に定めるところによる。

一部改正〔平成14年規則71号・25年47号〕

(受給資格の申請)

第4条 受給資格を得ようとする者（その者の保護者を含む。以下「受給資格申請者」という。）

は、重度心身障害者医療費受給資格認定兼受給者証交付申請書（別記第1号様式）に重度心身障害者医療費現況届（別記第2号様式。以下「現況届」という。）、療育手帳又は身体障害者手帳（前条第1項第3号に該当する者を除く。）、医療保険証及び前条第2項に規定する所得の内容を確認できる書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 受給資格申請者が食事療養又は生活療養に係る標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（以下これらの認定証を「減額認定証」という。）の交付を受けている場合は、第1項に掲げる書類に、当該減額認定証を添えて申請しなければならない。

3 市長は、第1項に定める申請書に添えて提出する書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該書類等の提出を省略させることができる。

一部改正〔平成12年規則81号・14年71号・18年109号・20年40号・25年47号〕

（受給資格の認定及び受給者証の交付）

第5条 市長は、前条に規定する申請に基づき審査した結果、受給資格者であると認めるときは、受給資格申請者に受給者証（別記第3号様式）を交付するものとする。

一部改正〔平成18年規則109号・20年40号・23年6号〕

（受給資格申請の却下）

第6条 市長は、第4条に規定する申請に基づき審査した結果、受給資格者に当たらないと認めるときは、受給資格申請者に重度心身障害者医療費受給資格申請却下通知書（別記第4号様式）を交付するものとする。

（受給者証の有効期間）

第7条 受給者証の有効期間は、9月1日から翌年の8月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず最初に交付される受給者証の有効期間は、受給者証が交付された日の属する月の翌月の初日から最初に到来する8月31日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（受給者証の更新）

第8条 受給資格者が受給者証の更新を希望するときは、毎年7月1日から7月31日までの間に現況届に療育手帳又は身体障害者手帳（第3条第1項第3号に該当する者を除く。）、医療保険証及び第3条第2項に規定する所得の内容を確認できる書類を添えて市長に届け出るものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の更新について準用する。

3 市長は、前2項に定める現況届及びこれに添えて提出する書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該書類等の提出を省略させることができる。

4 市長は、受給資格者が受給者証の有効期間満了後も引き続き受給資格を有するときは、受給者証を更新するものとする。

一部改正〔平成14年規則71号・20年40号〕

(助成の停止)

第9条 市長は、第4条の規定による申請又は前条の規定による届出に基づき審査をした結果、第3条第2項の規定により助成をしないと認めたときは、当該受給資格者に重度心身障害者医療費助成停止通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

追加〔平成14年規則71号〕、一部改正〔平成18年規則109号〕

(受給者証の再交付)

第10条 受給資格者は、受給者証を破損し、汚損し、又は亡失したため再交付を希望するときは、重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書（別記第6号様式）を市長に提出して受給者証の再交付を受けなければならない。

一部改正〔平成14年規則71号〕

(助成の範囲)

第11条 市長が助成する額は、次の各号に掲げる額（以下「重度心身障害者医療費」という。）とする。

(1) 受給資格者に係る自己負担額から次のア、イ又はウに規定する一部負担金（以下「一部負担金」という。）を控除した額

ア 医療保険各法の規定による診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療又は居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護を受ける場合（イに掲げる療養に伴うものを除く。） 医療保険各法の規定による保険医療機関等（薬局を除き、歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等は、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別の保険医療機関等とみなす。以下この条において同じ。）ごとに1日につき530円

イ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護を受ける場合 保険医療機関ごとに1日につき1,200円

ウ 医療保険各法の規定による指定訪問看護を受ける場合 指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円

(2) 受給資格者のうち医療保険各法の規定により減額認定証の交付を受けた者（以下「減額認定者」という。）が前号イに掲げる療養と併せて受ける食事療養（以下「食事療養」という。）

に係る入院時食事療養費標準負担額

- (3) 減額認定者が第1号イに掲げる療養と併せて受ける生活療養（以下「生活療養」という。）に係る入院時生活療養費標準負担額（ただし、別表に定める額とする。）
- (4) 第1号アの場合において、受給資格者が同一の月に保険医療機関等において一部負担金の支払を4回行ったときは、同号アの規定にかかわらず、同号アの一部負担金は、その月のその後の期間内に当該保険医療機関において医療を受ける際、支払うことを要しない。
- (5) 第1号アの場合において、受給資格者に係る医療費の自己負担額が530円に満たない場合は、当該自己負担額を限度とする。

全部改正〔平成20年規則40号〕

(助成の方法)

第12条 市長は、受給資格者又はその保護者からの申請に基づき助成を行うものとする。ただし、医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者である受給資格者が医療保険各法に規定する保険医療機関等（以下「保険医療機関等」という。）において、療養の給付を受ける場合、減額認定者が食事療養を受ける場合及び指定訪問看護を受ける場合には、市長は、保険医療機関等に重度心身障害者医療費を支払うことによって助成することができる。

2 前項ただし書の場合においては、受給資格者は、保険医療機関等（薬局を除く。）に対して一部負担金を支払うものとする。

一部改正〔平成14年規則71号・20年40号・25年47号〕

(助成の申請)

第13条 受給資格者は、前条第1項（同項ただし書を除く。）の規定による助成を受けようとするときは、県障医療費助成申請書（別記第7号様式又は別記第7号様式の2。以下「助成申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、あらかじめ市長と協定等を締結している柔道整復師の施術を受け、当該柔道整復師に重度心身障害者医療費の受領を委任する場合は、県障医療費助成申請書に代えて、県単医療費助成申請書（別記第8号様式）を提出するものとする。

一部改正〔平成14年規則71号・18年109号〕

(助成金の支払)

第14条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成の額を決定し、速やかに重度心身障害者医療費支給決定通知書（別記第8号様式の2）により申請者に通知し、支払うものとする。ただし、前条ただし書の規定により助成する場合は、申請者への通知を省略することができる。

全部改正〔平成18年規則109号〕、一部改正〔平成25年規則47号〕

(受療の手続)

第15条 受給資格者は、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に医療保険証及び受給者証を提出しなければならない。

2 受給資格者は、第11条第2号及び第3号の規定による療養を受ける場合は、第1項本文に規定する書類に減額認定証を添えて提示しなければならない。

一部改正〔平成14年規則71号・18年109号・20年40号・23年6号〕

(届出義務)

第16条 受給資格者又はその保護者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 受給資格者が氏名又は市内において住所の変更をしたとき。

(2) 受給資格者の加入している医療保険の種類又は医療保険証若しくは減額認定証の記載事項に変更があったとき。

(3) 受給資格者が第三者の行為による被害について医療を受けたとき。

2 前項の規定による届出は、重度心身障害者医療費受給者変更届（別記第9号様式）又は重度心身障害者医療費受給者被害届（別記第10号様式）に受給者証を添えて市長に提出して行うものとする。

一部改正〔平成18年規則109号・20年40号・23年6号〕

(返還義務)

第17条 受給資格者又はその保護者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、速やかに受給者証に重度心身障害者医療費受給資格喪失届（別記第11号様式）を添えて市長に返還しなければならない。

(1) 受給資格者が市外に転出したとき。

(2) 受給資格者の障害の程度が軽減し、第3条第1項各号のいずれかに当たらなくなったとき。

(3) 受給資格者が死亡したとき。

一部改正〔平成14年規則71号・18年109号・23年6号〕

(損害賠償との調整)

第18条 市長は、受給資格者が第三者による被害について損害賠償を受けたときは、その賠償額の限度において、助成の全部若しくは一部を行わず、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(助成金の返還)

第19条 市長は、虚偽その他不正な行為によりこの規則による助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の重度心身障害者医療費助成に関する規則（以下「旧規則」という。）第5条の規定により助成対象者の認定を受けている者（老人保健法の適用を受ける者を除く。）は、改正後の重度心身障害者医療費助成に関する規則（以下「新規則」という。）第5条の規定により受給資格の認定を受けている者とみなす。
- 4 旧規則第5条の規定による受給者証（老人保健法の適用を受ける者に係るものを除く。）は、新規則第5条の規定による受給者証とみなし、有効期間は、新規則第7条第1項の規定にかかわらず施行日から昭和62年8月31日までとする。
- 5 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に交付された受給者証の有効期間は、第7条第2項の規定にかかわらず、施行日から昭和62年8月31日までとする。

(平成19年新潟県中越沖地震に係る特例)

- 6 受給者が平成19年新潟県中越沖地震（その他余震を含む。）によりその財産に著しい損害を受けた者である場合の助成については、平成19年7月16日から平成19年12月31日までの間に行われる医療に係るものに限り、第11条の規定にかかわらず、一部負担金を控除せず行うものとする。

追加〔平成19年規則79号〕

- 7 前項に規定するもののほか、同項の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

追加〔平成19年規則79号〕

(有効期限)

- 8 この規則は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

追加〔平成24年規則5号〕

附 則（平成3年12月27日規則第38号）

- 1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、改正

後の新潟県柏崎市重度心身障害者医療費助成に関する規則別記第3号様式による受給者証とみなす。

附 則（平成5年7月31日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成5年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新潟県柏崎市重度心身障害者医療費助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に交付されている国民健康保険加入者用の受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、改正後の新潟県柏崎市重度心身障害者医療費助成に関する規則別記第3号様式（その1）による受給者証とみなす。

附 則（平成6年3月31日規則第31号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に使用している様式については、当分の間、従前の様式によることができる。

附 則（平成7年3月31日規則第29号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

- 2 健康保険法等の一部を改正する法律（平成6年法律第56号。以下「法」という。）の施行前における医療保険各法に規定する看護の療養については、法附則第4条第1項及び第2項、第12条、第17条、第47条第2項及び第3項並びに第49条第2項及び第3項の規定に基づき、引き続き療養の給付とみなして助成する。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、改正後の新潟県柏崎市重度心身障害者医療費助成に関する規則別記第3号様式（その1）及び（その2）による受給者証とみなす。

附 則（平成7年9月28日規則第43号）

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成7年4月1日から適用する。

- 2 この規則の施行の際、現に使用している様式については、当分の間、従前の様式によることができる。

附 則（平成9年6月20日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県柏崎市重度心身障害者医療費助成に関する規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成9年8月28日規則第73号）

改正

平成9年10月31日規則第78号

- 1 この規則は、平成9年9月1日から施行する。
- 2 6歳以上の受給資格者についての第10条第1項第1号及び第11条第2項の規定の適用に関しては、平成9年9月1日から平成9年10月31日までの間においては、第10条第1項第1号ア中「老人保健法第28条第1項第1号、第10項及び第11項」とあるのは「老人保健法第28条第1項第1号、第2項から第5項まで、第10項及び第11項」と、第11条第2項中「保険医療機関等（薬局を除く。）」とあるのは「保険医療機関等」とする。
- 3 この規則の施行の際、現に交付されている受給者証については、その有効期間が終了するまでの間、改正後の新潟県柏崎市重度心身障害者医療費助成に関する規則の規定による受給者証とみなす。

附 則（平成9年10月31日規則第78号）

- 1 この規則は、平成9年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている受給者証は、その有効期間が終了するまでの間、改正後の新潟県柏崎市重度心身障害者医療費助成に関する規則の規定による受給者証とみなす。

附 則（平成10年2月9日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県柏崎市重度心身障害者医療費助成に関する規則の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成10年8月10日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月28日規則第81号）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第4項の改正規定並びに第10条第1号イの改正規定（「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める部分に限る。）は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に交付されている受給者証は、その有効期限が終了するまでの間、改正後の新潟県柏崎市重度心身障害者医療費助成に関する規則の規定による受給者証とみなす。

附 則（平成14年 7 月16日規則第71号）

この規則は、平成14年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 6 月30日規則第38号）

- 1 この規則は、平成16年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前のそれぞれの様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成18年 9 月29日規則第109号）

- 1 この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前のそれぞれの様式で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成19年 4 月17日規則第58号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際、改正前の別記第 2 号様式、別記第 7 号様式、別記第 7 号様式の 2 及び別記第 9 号様式の内紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成19年 8 月22日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県柏崎市重度心身障害者医療費助成に関する規則の規定は、平成19年 7 月16日から適用する。

附 則（平成20年 3 月31日規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際、改正前のそれぞれの様式で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成23年 2 月22日規則第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）

2 この規則の施行の際改正前の別記第7号様式、別記第7号様式の2及び別記第8号様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成24年1月16日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月27日規則第47号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際改正前のそれぞれの様式で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

別表（第11条関係）

入院時生活療養費標準負担額の助成額

入院医療の必要性の高い者以外の者	
減額認定証の区分	助成額／食
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者	160
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰの者	100
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰ（老福）の者	100

入院医療の必要性の高い者	
減額認定証の区分	助成額／食
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者（長期非該当）	210
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者（長期該当）	160
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰの者	100

※ 「入院医療の必要性の高い者」とは、「健康保険法施行規則第62条の3第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成18年9月8日厚生労働省告示第488号）による。

追加〔平成18年規則109号〕

別記

第1号様式

一部改正〔平成18年規則109号・20年40号・25年47号〕

第2号様式（第4条関係）

全部改正〔平成25年規則47号〕

第3号様式（第5条関係）

全部改正〔平成23年規則6号〕、一部改正〔平成25年規則47号〕

第4号様式

一部改正〔平成18年規則109号〕

第5号様式

全部改正〔平成18年規則109号〕

第6号様式

全部改正〔平成18年規則109号〕

第7号様式（第13条関係）

全部改正〔平成23年規則6号〕、一部改正〔平成25年規則47号〕

第7号様式の2（第13条関係）

追加〔平成18年規則109号〕、一部改正〔平成19年規則58号・20年40号・23年6号〕

第8号様式

全部改正〔平成18年規則109号〕、一部改正〔平成20年規則40号・23年6号・25年47号〕

第8号様式の2（第14条関係）

追加〔平成25年規則47号〕

第9号様式

全部改正〔平成18年規則109号〕、一部改正〔平成23年規則6号〕

第10号様式

全部改正〔平成18年規則109号〕、一部改正〔平成23年規則6号〕

第11号様式

全部改正〔平成18年規則109号〕、一部改正〔平成23年規則6号〕